

商業代理店、販売店及び フランチャイズ契約を結ばれている皆様、 2018年11月に向けて新法準拠の準備は整っていますか？

最近までイラクの商業代理店は、商業代理店に課される様々な規制要件を定めた2000年法律第51号（以下、「旧法」）に従うこととされていました。しかし、2017年法律第79号（以下、「新法」）の施行により、規制要件が変更となりました。新法は2017年11月13日にイラク官報に掲載され、同日付で施行されました（既存の契約については、新法に準拠させるため1年間の猶予期間が与えられています）。したがって、あらゆる商取引は2018年11月13日までに、新法に準拠している必要があります。

新法の適用範囲

旧法は、商業代理店が結ぶ取引関係、又はバグダッド会社登記所（CR）が商業代理店とみなした代理店が結ぶ取引関係に適用されるものでした。しかしながら、代理店の具体的な定義が正式に記述されていなかったことから、旧法は販売店やフランチャイズには適用されないものとするのが通例でした。

新法ではその適用範囲が広がり、これまで商業代理店とされてきたものに加えて、販売店とフランチャイズのどちらにもこの法律が適用されることが明示されています。実質的に、イラク市場での取引を目的として国外の製造業者やサービス提供者がイラクの個人又は法人と契約しているあらゆる商取引が、新法の要件の適用対象となる可能性があるのです。

新法の主要要件

主たる要件は、国外の製造業者やサービス提供者のためにイラク国内の商業代理店、販売店、フランチャイズとして取引を行う全ての者は、CRから代理店ライセンスを取得する必要があることです。代理店ライセンスの取得には、自然人の場合は申請者がイラク国民であること、企業の場合はイラクで法人化され、かつイラク国民による全額出資であることを含む様々な条件を満たしていなければなりません。

さらに新法第13条は、政府当局がイラクへの商取引目的の物品輸入を許可するのは、ライセンスを取得した代理店が製造業者との契約に従い物品を輸入する場合に限定しているように見受けられます。重要なのは、どのような事業形態でイラクに持ち込まれるか、又は販売されるかに拘らず、本法規は商取引目的で輸入されたいかなる製品にも適用されることです。したがって、新法の適用対象外とされる事業形態を採用したとしても、規制適用を免れない可能性があります。

考えられる対応

イラク市場に物品やサービスを供給する国外企業は、既存の契約が新法に抵触する可能性があるかどうかを慎重に考慮すべきでしょう。もし抵触する可能性があれば、2018年11月までに新制度に準拠する必要があります。その場合、代理店ライセンスの取得要件を満たすイラク企業を見つけ、その企業と適切な契約を結ぶことが解決策となるでしょう。法定要件を満たさない販売店との契約修正が、問題を引き起こすことも考えられます。

Confluent Law Group

Confluent Law Groupはイラク関連の法務事案に特化した世界有数の法律事務所です。バグダッド、バスラ、アルビールに関連事務所と弁護士が所属しており、過去15年で500以上の多国籍企業、国内企業、銀行、信用調査機関、政府機関、NGO等に助言を行っています。

この短信は一般情報として書かれたものであり、正式な法的助言を提供するものではありません。この短信の内容に関する助言をお求めの場合は、info@confluentlaw.com、もしくは貴社で通常ご使用いただいているConfluentの連絡先までEメールでお問い合わせください。